



くれ

943号
2022年11月1日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

曖昧さは危険を生む

転居届の変更

転居届は郵送や窓口だけでなく、パソコン・スマホでも可能になっている。転居届の受付後は同居人や新・旧住所への確認書の送付が行われる。

社員による現地確認を希望されない場合は、窓口で申しつけ、転居者の本人確認が行われる。

転居の事実が確認できなければ、転居届の受付できない事に変更されており、注意が必要となる。

転居届の問題点

転居届の様式が変わり、その事が原因で問題が起きる事が心配されていた。新しい転居届では、これまでと違い全部転居や一部転居という項目がなく、記載者のみの転居という扱いになる。

全部転居とする場合は、家族全員分の名前を記載し、全員分の本人確認書類を添付しなければならなくなっているからだ。

また、転居元と転居先に社員による確認か通知書でお知らせするのだが、これがトラブルも発生させる。

既に旧住所には別の居住者が入居している場合に、転居確認を入れれば現在居住者からは苦情の元になる。

転居届には、旧住所に現在住んでいる方へ転居の確認が行われる事に対する同意が求められるが、現在の居住者から見れば、覚えのない転居届のお知らせがいきなり投函される。更に、現在の居住者が

転居届について問合わせても、「前住居者が提出した」としか答えられず、不信感や不満に繋がり兼ねない。

そういった問題点について、会社からは何の説明もなく現場は困っている。

発生した転居の問題

複合施設内の一店舗が移転し、転居届を出した。

転居の事実を確認する通知を施設に配達したが、その複合施設は施設内の郵便物をまとめて受け取っていた。

転居の通知には、住所番号の記載しかない為、施設の担当者から、当然問い合わせが来た。

しかし、電話で問い合わせでは、相手方が情報開示できる関係者の確認がない為、複合施設や職場両方が困るといった問題が発生した。

上司からは、投函したらトラブルが想定される場合は、報告・相談するように周知されたが、転居届には不在時の投函が記載されており、投函する事が正当処理となる。

転居届の提出者には電話で確認する事があると明記されているが、関係人に電話で開示するとは記載されておらず、現場は対応に苦慮している。

一歩間違えれば、個人情報保護法違反になり得るから当然だろう。

転居届のリスク管理

転居届の確認では「必要な範囲」で旧住所の居住者や関係人に情報開示をする事が記載されているが、「必要な範囲」の明記されない。

「必要な範囲」と曖昧な定義ではなく、旧住所や転居者氏名、事業所名など、具体的に開示する情報を示すべきである。

そして、現居住者か正当な関係人と確認ができない電話での対応についても、例えば、通知書面に問い合わせ番号を記載し、その番号で確認可能とするべきではなからうか。

過去の情報漏えい

社員のミス等で個人情報報が洩れて問題となったケースが以前からある。

転居確認や電話での対応や問い合わせなどでも、そういった問題が発生している。

夫婦や親子でも情報流出となる為、確認を行う社員は細心の注意が必要だ。

個人情報情報の流出や紛失はテレビなどで報道される事もあり、社員の負担は大きい。

労働強化に注意すべき

コロナ感染症で病気休暇や特別休暇が増えた為、有給休暇の取得が計画より遅れている職場がある。呉局の集配では、土日の混合配達者を減らしてその対応する。

「年休消化の為に一時的に減配置する」とこれまでの管理者は告げて行ったが、結局、元に戻す事はなく、減配置したままだ。

土曜休配が行われる時に人員配置は変わらないと周知されたが、その一方で会社は人員配置を見直す方針を示していた。

有給が消化できないのであれば、増員して消化するのが望ましい。

人員不足を理由にした明らか労働強化は、社員が望む働きやすい職場環境ではない。

今後の予定

- 11月 8日(火) 17:00~
第2回呉支部執行委員会
支部事務所

次号は 11月15日 予定